



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

907	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	1
908	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	1
909	〃	(〃).....	2
910	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	3
911	〃	(〃).....	4
912	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	4
913	〃	(〃).....	4
914	〃	(〃).....	5
915	〃	(〃).....	5
916	公共測量の実施	(技術調査課).....	6
917	公共測量の終了	(〃).....	6
918	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課).....	6
919	〃	(〃).....	7

○ 公告

和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）、和歌浦漁港指定漁港施設及び加太みなとま
ちにおける指定管理者の募集 (港湾空港振興課)..... 7

○ 監査公表

監査公表第25号 10

告 示

和歌山県告示第907号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和5年8月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071200509	紀の里農業協同組合	JA紀の里訪問介護事業所	和歌山県紀の川市上野12番地5	訪問介護	令和5.7.31

和歌山県告示第908号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書

を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年8月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NEX御坊店

和歌山県御坊市菌字中島575番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

(変更後) 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

4 変更年月日

令和5年7月15日

5 変更する理由

来客の利便性向上のため

6 届出年月日

令和5年7月14日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）

御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年8月4日から同年12月4日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第909号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年8月4日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーエバグリーン新宮店
和歌山県新宮市緑ヶ丘三丁目6521番7外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前0時
(変更後) 開店時刻 午前7時
閉店時刻 午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで
(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで
- 4 変更年月日
令和5年7月15日
- 5 変更する理由
来客の利便性向上のため
- 6 届出年月日
令和5年7月14日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課(新宮市緑ヶ丘二丁目4-8)
新宮市企画政策部商工観光課(新宮市春日1番1号)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和5年8月4日から同年12月4日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第910号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩出市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第911号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第912号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年8月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第913号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年8月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第914号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和5年8月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩出市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第915号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和5年8月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩出市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第916号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づきみなべ町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年8月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳修正、都市計画図修正）
- 2 作業期間 令和5年8月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡みなべ町一円

和歌山県告示第917号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年8月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（現地測量、路線測量）
- 2 作業期間 令和4年10月18日から令和5年3月23日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市西国分地先他

和歌山県告示第918号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年8月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 施行者の名称
橋本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
橋本都市計画下水道事業 橋本市公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和59年3月13日
至 令和10年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
該当なし
 - (2) 使用の部分

昭和59年和歌山県告示第178号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第758号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号、平成17年和歌山県告示第930号、平成20年和歌山県告示第1276号、平成26年和歌山県告示第331号、平成30年和歌山県告示第366号、令和2年和歌山県告示第274号、同年和歌山県告示第1382号及び令和4年和歌山県告示第380号の事業地に、和歌山県

橋本市慶賀野字塚の一部を加える。

昭和59年和歌山県告示第178号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第758号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号、平成17年和歌山県告示第930号、平成20年和歌山県告示第1276号、平成26年和歌山県告示第331号、平成30年和歌山県告示第366号、令和2年和歌山県告示第274号、同年和歌山県告示第1382号及び令和4年和歌山県告示第380号の事業地のうち、和歌山県橋本市三石台三丁目及び矢倉脇字東善寺の一部を変更する。

和歌山県告示第919号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年8月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 施行者の名称

橋本市

2 都市計画事業の種類及び名称

高野口都市計画下水道事業 高野口町公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和60年2月7日

至 令和10年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

該当なし

(2) 使用の部分

平成6年和歌山県告示第637号、平成20年和歌山県告示第1277号及び令和4年和歌山県告示第381号の事業地に、和歌山県橋本市高野口町大野字西谷奥、高野口町九重字三太田、字上ノ東、字河原谷、字上之平及び字廣ノ手、高野口町上中字五味田、字廣ノ手、字坊北、字華井、字堂ノ浦、字樋ノ口、字中芝、字岡、字中筋及び字前山並びに高野口町下中字中ノ越、字森ノ本、字東内、字大東内、字三本松、字居垣内及び字大廣の一部を加える。

公 告

公 告

県が設置する和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）、和歌浦漁港指定漁港施設及び加太みなとまちにおけるそれぞれの指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和5年8月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称

ア 和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）

イ 和歌浦漁港指定漁港施設

ウ 加太みなとまち

(2) 所在地

ア 和歌山市毛見字馬瀬1514番地

イ 和歌山市和歌浦出島の一部

ウ 和歌山市加太地内及び地先

(3) 規模等

敷地面積 ア 陸域20,038㎡ 水域28,355㎡

イ 陸域55,473㎡ 水域156,140㎡

ウ 加太緑地24,026㎡ 加太ビーチ736㎡

主な施設 ア ディンギークラブハウス、ディンギー艇庫、新ディンギーハウス、ディンギーヤード、駐車場（北側駐車場及び北側緑地駐車場）等

イ 漁港交流拠点施設、フィッシャリーナ、駐車場等

ウ 運動広場、観覧席、ゲートボール場、緑地駐車場、公衆トイレ、植栽帯、遊歩道、展望園路、シャワー施設等

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他それぞれの施設の指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）にあつては和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第1条に規定する設置目的を、和歌浦漁港指定漁港施設にあつては当該施設の適正な管理及びその運営を通じた周辺地域の活性化を図ることを、加太みなとまちにあつては和歌山県みなとまち条例（平成27年和歌山県条例第28号）第1条に規定する設置目的を、それぞれより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないこと。

(4) 申請を行う施設に係る6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

(1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの

(5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行

を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、1の施設に対して複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 令和5年8月4日（金）から同月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
- イ 配布場所 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階
- (2) 現地説明会
- 日時 ア 令和5年8月30日（水）午後1時30分から午後4時30分まで（荒天の場合は、同月31日（木）午後1時30分から午後4時30分まで）
- イ 令和5年8月30日（水）午前10時から正午まで（荒天の場合は、同月31日（木）午前10時から正午まで）

ウ 令和5年8月28日（月）午後1時30分から午後3時30分まで（荒天の場合は、同月29日（火）午後1時30分から午後3時30分まで）

場所 ア 和歌山市毛見1514番地（ディンギーマリーナ 新ディンギーハウス2階会議室）

イ 和歌山市和歌浦南一丁目1496番地5（和歌浦漁港内管理事務所 2階会議室）

ウ 和歌山市加太2692番地（和歌山市役所加太支所 2階研修室）

内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 配布場所に持参すること

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 (1) アに同じ。

イ 回答日 令和5年8月8日（火）から同月22日（火）まで

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和5年9月1日（金）から同月15日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和5年10月下旬予定

(6) 指定管理者としての指定

令和6年1月中旬予定

7 問合せ先

和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3025

ファクシミリ番号 073-433-4839

電子メール e0824001@pref.wakayama.lg.jp

監 査 公 表

和歌山県監査公表第25号

令和5年2月9日付け監査報告第21号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月4日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 佐 藤 武 治

1 公立大学法人和歌山県立医科大学

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 補助金の交付申請及び実績報告において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 外国雑誌電子オンラインジャーナルアクセス利用の提供業務委託において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 検査調書の作成を行っていなかった。</p> <p>イ 契約期間満了日の前に完了検査を行っていた。</p> <p>ウ 契約書の契約期間満了日の記載を誤っていた。</p> <p>(3) 業務委託の支出契約決議及び変更契約決議において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 公立大学法人和歌山県立医科大学文書決裁規程に定められた決裁区分について、関係職員に再度周知するとともに、個々の決裁ごとに決裁区分を確認するよう、徹底を図った。</p> <p>(2) 契約書の記載事項や契約期間満了日の確認の徹底について、関係職員に再度周知するとともに、契約期間の満了後に完了検査を行った上で、検査調書を作成するよう、徹底を図った。</p> <p>(3) 公立大学法人和歌山県立医科大学文書決裁規程に定められた決裁区分について、関係職員に再度周知するとともに、個々の決裁ごとに決裁区分を確認するよう、徹底を図った。</p>

2 公益社団法人畜産協会わかやま

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>出資団体における新規採用職員の採用について、県が定めた「出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する基準」に基づく協議を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>再発防止のため、出資団体の運営等の指導監督に当たっては、「出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する基準」等に基づき、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

3 一般社団法人和歌山県歯科医師会

(和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者)

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターに係る情報公開要綱を策定していなかったため、県と協議の上、適正に処理されたい。</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>指定管理者において情報公開要綱を策定していなかったため、指定管理者と協議の上、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>所管課である健康推進課と協議の上、和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第38条の規定に基づき、情報公開要綱を策定するとともに、施設の特性に鑑みて、診療情報の提供等に関する指針(平成15年医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知別添)に基づき、診療記録開示要綱を策定した。</p> <p>所管課に対する注意事項</p> <p>指定管理者である一般社団法人和歌山県歯科医師会と協議の上、指定管理者において、和歌山県情報公開条例第38条の規定に基づき、情報公開要綱を策定するとともに、施設の特性に鑑みて、診療情報の提供等に関する指針に基づき、診療記録開示要綱を策定した。</p>

4 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団

(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ、和歌山県立体育館、和歌山県立武道館、河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地河西公園、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地東松江緑地指定管理者)

監査実施年月日 令和5年1月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・和歌山ビッグウェーブ警備業務委託の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>当財団が指定管理者として管理する他の施設についても、警備業務委託の支出における履行確認漏れの有無を点検した。各施設の業務担当者、支出事務担当者及び支出決定権者に対し、今後、履行確認漏れが発生することのないよう、支出関係書類について整備の徹底を再度指導した。</p>